

水道料金及び下水道使用料の 基本料金を減免します

昭島市では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策を行うにあたり、事務経費を抑えつつ、確実に全体に支援がいきわたる、最も効率的・効果的な対応を検討した結果、生活に欠かすことのできない水道料金と下水道使用料の基本料金を減免する支援を実施することとしました。

令和8年2月・3月検針分をすでに減免していますが、この度、国の物価高騰対策に加えて、東京都が夏の暑さへの対策として実施する夏季4か月の水道料金に係る基本料金無償臨時特別交付金事業を活用し、令和8年4月から令和9年1月までの検針分についても基本料金の減免を実施します。これにより、**通算で1年間の上下水道基本料金が減免されることとなります。**

減免の対象者

市と給水契約をしているお客様が対象です。

ただし、下記に該当する場合は対象外となります。

- ・官公署及びこれらに属する施設（請求先を含む）
- ・すでに基本料金に係る減免措置を受けられている世帯
- ・保育施設及び社会福祉施設
- ・自治会の集会施設等
- ・都営住宅・公務員住宅の共用栓等

減免の内容

- 《水道料金》 口径13mm～40mm：基本料金を免除します。
口径50mm～150mm：一律10,000円を減額します。
- 《下水道使用料》 基本使用料を免除します。

減免の対象期間

検針が偶数月の地区の方：令和8年2月から令和8年12月検針分まで
検針が奇数月の地区の方：令和8年3月から令和9年1月検針分まで

検針月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年1月
偶数月 検針	検針日		検針日		検針日		検針日		検針日		検針日		検針日	
	通常	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	通常	
奇数月 検針		検針日		検針日		検針日		検針日		検針日		検針日		検針日
	通常	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	通常	

裏面もご覧ください

参 考

1. 水道料金及び下水道使用料に係る基本料金一覧（2ヶ月）

《水道》

（税抜）

口径	基本料金	基本料金減免額	減免後
13 mm	960 円	960 円	0 円
20 mm	1,340 円	1,340 円	
25 mm	1,580 円	1,580 円	
30 mm	4,200 円	4,200 円	
40 mm	8,400 円	8,400 円	
50 mm	28,000 円	10,000 円	18,000 円
75 mm	62,000 円	10,000 円	52,000 円
100 mm	126,000 円	10,000 円	116,000 円
150 mm	208,000 円	10,000 円	198,000 円
公衆浴場	960 円	960 円	0 円

《下水道》

（税抜）

一般	930 円	930 円	0 円
公衆浴場	680 円	680 円	0 円

※ 月の途中で水道の使用を開始または中止した場合は、上記基本料金の金額と異なることがあります。

2. 検針票の確認方法

《検針票見本（20mm 口径 使用水量 35 m³の場合）》

今回使用料金	水道料金	下水道使用料	
【内訳】			
基本料金 ①	1,340 円	930 円	減免前の請求額 4,910 円 (税抜)
従量料金 ②	1,500 円	1,140 円	
消費税等相当額 ③ (10%)	150 円	114 円	免除される額 2,270 円 (税抜)
免除額 ④	1,340 円	930 円	
合計(①+②+③-④)	1,650 円 ⑤	1,254 円 ⑥	減免後の請求額 2,904 円 (消費税課税後の金額) (税抜 2,640 円)
合計請求金額(⑤+⑥)	2,904 円		

3. 減免の手続き

《手続きは不要です。》

ご注意ください

減免の手続きについて、市役所から電話をかけたり、訪問や銀行・コンビニの ATM に誘導することはありません。

お問い合わせ先

昭島市水道料金等収納業務受託者
株式会社 両毛システムズ TEL 042-543-6111
(担当部署) 水道部業務課